

様式第九号の二（第十条の六関係）

許可番号 05223007685号

産業廃棄物処分業許可証

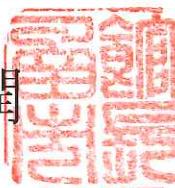
住 所 北海道函館市赤川町90番地の4

名 称 株式会社亀田清掃
代表取締役 池田 善徳

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

函館市長 大 泉

潤



許可の年月日 令和6年2月10日

許可の有効年月日 令和11年2月9日

1. 事業の範囲

脱水 汚泥（無機性のものに限る。）以上1種類

固化 汚泥（無機性のものに限る。）以上1種類

破碎 ①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）以上4種類

選別 ①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤ゴムくず、⑥金属くず、⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、⑧がれき類 以上8種類

圧縮 廃プラスチック類 以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 脱水施設

施設の種類 汚泥（無機性のものに限る。）の脱水施設

設置場所 函館市東山町121番5および同番40の内

届出年月日 昭和59年11月22日

処理能力 46m³/日, 5.75m³/時間

(2) 固化施設

施設の種類 汚泥（無機性のものに限る。）の固化施設

設置場所 函館市東山町121番5および同番40の内

設置年月日 平成28年8月10日

処理能力 41.28m³/日

(3) 破碎施設

ア 施設の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くずの破碎施設

設置場所 函館市東山町121番20の内

設置年月日 平成18年12月27日

処理能力 廃プラスチック類、木くず：8.2t/日, 1.025t/時間

紙くず：6.1t/日, 0.762t/時間

NO COPY

再複写無効

| | |
|-------------------------------|---|
| 許可年月日 | 平成18年9月11日 |
| 許可番号 | 函産施第18-1号 |
| イ 施設の種類 | ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）の破碎施設 |
| 設置場所 | 函館市東山町121番20の内 |
| 設置年月日 | 平成18年12月27日 |
| 処理能力 | 4.8t/日, 0.6t/時間 |
| (4) 選別施設 | |
| 施設の種類 | 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の選別施設 |
| 設置場所 | 函館市東山町121番20の内 |
| 設置年月日 | 平成18年12月27日 |
| 処理能力 | 161m ³ /日（7時間）, 23m ³ /時間 |
| (5) 圧縮施設 | |
| 施設の種類 | 廃プラスチック類の圧縮施設 |
| 設置場所 | 函館市東山町121番20の内 |
| 設置年月日 | 平成18年12月27日 |
| 処理能力 | 4.0t/日, 0.5t/時間 |
| 3. 許可の条件 | |
| 該当なし | |
| 4. 許可の更新又は変更の状況 | |
| 昭和60年9月21日 | 当初許可年月日 |
| 昭和61年9月26日 | 変更許可年月日 埋立の追加 |
| 平成11年2月2日 | 事業の一部廃止に係る届出 埋立の廃止 |
| 平成19年1月26日 | 変更許可年月日 破碎、選別、圧縮の追加 |
| 平成28年9月23日 | 変更許可年月日 固化の追加 |
| 令和6年2月13日 | 更新許可年月日（7回目） |
| 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 | 無 |